



一般
社団法人

柏法人会

第203号 平成30年1月26日発行

法人会

消費税期限内納付

推進運動

(発行所) 一般社団法人 柏法人会
〒277-0023 柏市中央1-1-1
TEL 04-7163-3393
FAX 04-7166-6629
(発行人) 会長 小田山 博 史
(編集) 広報委員長 横尾 好 永
(編集責任者) 広報委員長 横尾 好 永
(印刷所) 印刷 株式会社 印刷

会報

■URL <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/kasiwa> ■E-mail kasiwa-h@basil.ocn.ne.jp

会員増強

平成29年度増強運動結果



柏平神社

平成30年
柏法人会新年賀詞交歓会

会員数/千葉県37,862社

柏法人会4,326社 (平成29年12月末日)

■表紙解説

茂木七郎右衛門家

(野田市)

茂木七郎右衛門家の主屋や
書院、正門、野平神社などが
平成29年11月17日、国の登録
有形文化財に選ばれました。

茂木七郎右衛門家(現所は
柏市)は、野田を代表する織
造職家の家であり、江戸
時代に建てられた建築物の中
には文政4(1821)年の
野田大火の焼跡も残るなど、
地域の歴史を今に伝える貴重
な建造物群として、評価され
たものです。

なお、個人住宅のため、敷
地内は見学できません。

注：野平神社は寛政元(1789)年から、郡内神として奉祀されてきました。毎月10日は、一般参拝のため開門されます。

(野田市ホームページより抜粋)



柏法人会会員

- 法人税確定申告書「別表1」に貼付する法人会の会員シールは裏表紙に印刷されています。
- e-Taxご利用の場合は「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に(一社) 柏法人会と入力して下さい。

よつば総合法律事務所の 法律広場



Q ㊦ 当社は、資本金1億円の機械メーカーです。当社では、部品の一部をA社に製造委託していますが、昨今の原材料費の高騰のため、外注コストの削減を図らざるをえない状況です。

そこで、A社に対して値下げの要請をしようと思いますが、何か問題が生じる可能性はありますでしょうか。

A ㊦ 値下げ要請をすること自体がただちに問題となることはありません。しかし、A社の資本金額、A社との値下げ交渉の経緯、値下げの理由、値下げの金額などによっては、下請法違反となる可能性があります。

1 下請法とは

正式には下請代金支払遅延等防止法といい、優越的な地位を有する親事業者と取引をする下請事業者の正当な利益を保護する趣旨で制定されています。

同法が適用されるのは、資本金で区分されており、例えば親事業者の資本金が1千万円超3億円以下の場合には下請事業者は資本金1千万円以下の場合が適用対象とされています。そして、その対象は、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託等に適用されます。

なお、建設業の下請取引については、建設業法において下請事業者を保護する同種の規定が定められています。

2 同法で禁止されている行為及び不利益

同法では、下請代金の支払期日について親事業者が下請事業者の給付を受領した日から60日以内でできる限り短い期間内に定めることや、親事業者において委託時の書面交付義務等が定められています。また、親事業者に対して、下請業者からの給付を不当に受領拒否することの禁止、代金支払遅延禁止、代金減額禁止、不当な返品や買いたたきの禁止、下請事業者に対する物の購入強制・利用強制、報復行為等を禁止しています。

これらは、仮に下請事業者の合意があったとしても、その内容が同法に抵触していると判断される場合には、違反行為とされる可能性が高くなります。

そして、同法違反が疑われる行為については、公正取引委員会が、事業者に報告をさせたり、事業所に立ち入り帳簿書類等を検査したりします。

そして、公正取引委員会が違反があると判断した場合には、事業者に対して是正するよう指導したり勧告・公表したりすることができます。そして、違反行為については、50万円以下の罰金刑も規定されており、違反した事業者に対して様々な不利益が課せられる可能性があります。

③対処方法

本件において違法な買いたたきとされるのは、値下げ後の代金が通常支払われる対価と比べて著しく低い金額とされる場合等です。

そして、それは、代金の金額決定にあたり、双方で十分な協議が行われたかどうか、当該取引地域において一般に支払われる対価との乖離状況、原材料費の高騰の程度や推移、価格決定が一方的意思になされていないかどうか等の各事情を総合考慮して判断されることとなります。

そのため、例えば、親事業者の予算単価のみを基準としてほぼ一方的に値下げ決定がなされたり、一部の下請業者のみを差別的に扱い価格を下げたような場合は、違法とされる可能性が高いと思われます。

一方、値下げ要請が合理的な範囲内のもので、かつ妥当な方法で下請事業者の合意のもと値下げ決定された場合は、問題となる可能性は低いと考えられます。



弁護士法人よつば総合法律事務所
弁護士 小林義和

④まとめ

このように、下請法違反とされないためには、複数の事情を考慮しながら下請事業者にとって不当な取引とならないように十分に配慮しながら取引を行う必要があります。

そのため、社内においても、一部の方だけでなく担当者の方にも下請法の内容を周知するなど下請法について十分に理解をしていくことが重要です。

また、個別具体的な場面では、微妙な判断をしなければならない場面も想定されますので、下請取引について社内ですべて責任を置いたり、定期的に内部監査を行うなどの対応をとることも有効です。

親事業者と下請事業者は、共同して仕事をする関係にありますので、日頃からコミュニケーションを密にして、互いに協力しあいながら仕事をしていく関係づくりを日々していくことが、長期的にみると双方にとって一番メリットがあると思います。

(弁護士法人よつば総合法律事務所 弁護士 小林義和)

弁護士法人よつば総合法律事務所(弁護士11名、スタッフ9名)では、柏法人会の会員の皆様を対象とした無料相談を行っております。ご相談の際は柏法人会又は当事務所まで直接ご連絡下さい。(当事務所に直接のご連絡の際は、柏法人会会員である旨をお伝え下さい。)

弁護士法人よつば総合法律事務所

柏市柏1-5-10 水戸屋巻番館ビル4階

TEL 04 - 7168 - 2300 (電話受付時間平日9時から18時)

事務所HP <http://www.yotsubasougou.jp/>

代表社員弁護士 大澤一郎